ID:　175

担当部署:　企画部 市長公室 市民参画・協働推進課

処分の概要	使用許可の取消し等
例　規　名 **根 拠 条 項**	芦屋市立あしや市民活動センターの設置及び管理に関する条例　第7条(第12条第3項において読み替える場合を含む。)
例 規 番 号	平成21年条例第34号

【根拠条文】

(使用許可の取消し等)

第7条　市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは退館を命じることができる。

(1)　第5条の2各号のいずれかに該当したとき。

(2)　偽りその他不正の手段により使用の許可を受けたとき。

(3)　この条例に違反し、又はこの条例に基づく指示に従わないとき。

(管理の代行等)

第12条　市長は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、活動センターの管理を指定管理者に行わせることができる。

2　前項の規定により、指定管理者に活動センターの管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

(1)　活動センターの使用の許可に関する業務

(2)　活動センターの運営に関する業務

(3)　活動センターの施設、設備等の維持管理に関する業務

(4)　第3条に掲げる事業に関する業務

(5)　前各号に掲げるもののほか、活動センターの運営又は維持管理上市長が特に必要と認める業務

3　第1項の規定により、指定管理者に活動センターの管理を行わせる場合の第4条第3項、第5条、第5条の2及び第7条の規定の適用については、第4条第3項中「市長は、特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て」と、第5条、第5条の2及び第7条中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設 定 年 月 日	平成28年4月1日	**最終変更年月日**	令和5年4月1日